**地方公共団体情報システム標準化における支援の充実に関する提言**

**近畿ブロック知事会**

**令和６年12月**

**地方公共団体情報システム標準化における支援の充実に関する提言**

国は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和３年法律第４０号）第５条に基づき「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（以下「基本方針」）を定め、令和７年度末までに、地方自治体の基幹業務システムを、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへ移行することを目指すとし、令和５年４月から令和８年３月までの「移行支援期間」において必要な支援を積極的に行うとされている。

各自治体においては、基本方針に沿い、基幹業務システムの標準化移行に向けた取組を進めているところであるが、一部のシステム事業者（以下「ベンダ」）において、移行の完了が期限に間にあわないことが明らかになるなど、ベンダの作業期間の集中によるリソース不足や撤退等の理由で、移行支援期間中での移行が困難な自治体の増加が予想される。

また、移行経費支援のため確保されている「デジタル基盤改革支援基金」の額は約６，９８８億円であるが、ベンダの作業期間の集中に加え、昨今の為替変動、物価、人件費の高騰等により、各自治体が移行に要する経費については、令和６年３月に示された「デジタル基盤改革支援補助金」の補助基準上限額と、なお乖離する自治体が多く見込まれる。

併せて、基幹業務システムの標準化移行後の運用経費等については、ガバメントクラウドの利用料、接続経費、新たなネットワーク回線利用料及び標準準拠システムの利用料について、従来以上の負担が想定されるなど、地方自治体における財政的な懸念が生じている。

加えて、すでに共同利用やクラウド化の取組を進め、システム運用経費の削減に取り組んできた自治体においては、当面の対策及び中期的対策による効果を見込んでもなお、今回の標準化移行に伴う経費削減効果が期待できないばかりか、逆に大きな負担が生じるとの試算もある。

こうした諸課題を解消するため、次のとおり提言する。

１　移行支援期間である令和７年度末までに移行が困難な場合、国が期限の延長を認定するとされているが、自治体の実情を勘案し、柔軟な対応をするとともに、ベンダの対応状況を適切に把握し、然るべき対応を取ること。

なお、移行期限を見直したシステムについては、令和８年度以降も同様に必要な財政措置を講じること。また、その具体的な方針等を早急に提示すること。

２　ベンダの作業期間の集中、今後の為替変動、物価、人件費の高騰等による影響により、「デジタル基盤改革支援補助金」の補助基準上限額について、国において行われた自治体情報システムの標準化に関する移行経費の状況調査の結果等を踏まえ、乖離が生じている場合は、速やかに上限額を見直すなど、各自治体の移行経費との乖離の是正を図ること。

３　国が目標として掲げる移行後のシステム運用経費等の３割削減が確実に図られるよう、各自治体が国に支払うガバメントクラウドの利用料や接続経費については、各自治体の運用状況を考慮の上、クラウドサービス提供事業者等と協議、調整し、適切に設定すること。また、クラウドサービス提供事業者が外国企業の場合も、各自治体が為替変動のリスクを負うことのないようにすること。

４　基幹業務システムのガバメントクラウド移行に伴い、各自治体が通信事業者に支払う回線利用料については、自治体に新たな費用負担が発生しないよう、確実な財政措置を講じること。

５　今回の標準化移行に先駆けて、すでに共同利用やクラウド化の取組を進め、システム運用経費の削減に取り組んできた自治体があることを踏まえ、その取組の効果が損なわれることのないよう、従来以上の負担が生じる場合は必要な財政措置を講じること。

令和６年12月

近畿ブロック知事会

|  |  |
| --- | --- |
| 福井県知事 | 杉　本　達　治 |
| 三重県知事 | 一　見　勝　之 |
| 滋賀県知事 | 三日月　大　造 |
| 京都府知事 | 西　脇　隆　俊 |
| 大阪府知事 | 吉　村　洋　文 |
| 兵庫県知事 | 齋　藤　元　彦 |
| 奈良県知事 | 山　下　　　真 |
| 和歌山県知事 | 岸　本　周　平 |
| 鳥取県知事 | 平　井　伸　治 |
| 徳島県知事 | 後藤田　正　純 |